

県本部各部課長 殿
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本県安第795号
宮本地第897号
宮本刑総第866号
宮本捜一第1231号
平成29年8月21日
宮城県警察本部長

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施要領の改正について（通達）

子どもの心身に重大な被害を与え、社会に深刻な影響を及ぼす「子ども対象・暴力的性犯罪」の出所者については、法務省から情報の提供を受け、これらの者の再犯防止に向けた措置を「子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施要領の制定について（通達）」（平成28年3月31日付け宮本生企第676号ほか）により実施してきたところであるが、刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号）が平成29年7月13日に施行されたことに伴い、子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施要領を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

別添

子ども対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯の防止に向けた措置の実施要領

第1 趣旨

この要領は、子ども対象・暴力的性犯罪が、子どもの心身に深刻な影響を与え、保護者や地域住民に大きな不安感を与えるものであるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪の前歴を有する者は、再び子ども対象・暴力的性犯罪を引き起こす危険性が高いことに鑑み、法務省から子ども対象・暴力的性犯罪を犯して刑務所に収容されている者について出所情報の提供を受け、これらの者が出所後に再び子ども対象・暴力的性犯罪を犯すことを防止し、又は子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合における迅速な対応を図るために必要な措置について定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

1 子ども対象・暴力的性犯罪

次のいずれかに該当する罪であって被害者が13歳未満の者であるものをいう。

- (1) 強制わいせつ（刑法（明治40年法律第45号）第176条）、同未遂（同法第180条）及び同致死傷（同法第181条）
- (2) 強制性交等（刑法第177条）、同未遂（同法第180条）及び同致死傷（同法第181条）
- (3) 監護者わいせつ及び監護者性交等（刑法第179条）、同未遂（同法第180条）及び同致死傷（同法第181条）
- (4) 強盗・強制性交等（刑法第241条第1項）並びに強盗・強制性交等致死（同条第3項）及び同未遂（同法第243条）並びに常習強盗・強制性交等（盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律（昭和5年法律第9号）第4条）
- (5) 営利目的等略取及び誘拐（刑法第225条）及び同未遂（同法第228条）のうち、わいせつ目的のもの
- (6) 強制わいせつ未遂（刑法の一部を改正する法律（平成29年法律第72号。以下「改正法」という。）による改正前の刑法第179条）
- (7) 強姦（改正法による改正前の刑法第177条）、同未遂（同法第179条）及び同致死傷（同法第181条）
- (8) 集団強姦（改正法による改正前の刑法第178条の2）、同未遂（同法第179条）及び同致死傷（同法第181条）
- (9) 強盗強姦、同致死（改正法による改正前の刑法第241条）及び同未遂（同法第243条）並びに常習強盗強姦（改正法による改正前の盗犯等ノ防止及処分ニ関スル法律第4条）

2 再犯防止措置対象者

子ども対象・暴力的性犯罪により懲役又は禁錮の刑を執行された者のうち、第5に規定する再犯防止に向けた措置を組織的かつ継続的に講ずる必要があるものとして、警察庁が登録する者をいう。

第3 再犯防止措置実施警察署の指定

警察本部長は、再犯防止措置対象者が帰住する予定の居住地（以下「帰住予定先」という。）を管轄する警察署を再犯防止措置実施警察署に指定する。

第4 再犯防止に向けた措置の実施体制

再犯防止に向けた措置は、原則として、次の分担により、相互に緊密な連携を保ち、実施するものとする。

1 本部再犯防止措置担当課長

(1) 本部再犯防止措置担当課長は、生活安全部県民安全対策課長（以下「県民安全対策課長」という。）とする。

(2) 県民安全対策課長は、再犯防止措置対象者に関する情報を把握するほか、再犯防止に向けた措置の実施に必要な関連情報を集約・分析し、再犯防止に向けた措置の実施について、前記第3の指定を受けた再犯防止措置実施警察署の警察署長（以下「再犯防止措置実施警察署長」という。）を指導する。

2 再犯防止措置実施警察署長

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者に関する情報の把握等のため所要の体制を確立するとともに、再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携し、再犯防止に向けた措置の実施に当たる。

3 再犯防止担当官の指定等

(1) 指定

再犯防止措置実施警察署長は、原則として、生活安全課長の職にある者を再犯防止担当官として指定すること。

(2) 任務

再犯防止担当官は、再犯防止措置実施警察署長の指揮を受け、再犯防止に向けた措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たる。

第5 再犯防止に向けた措置の実施

1 再犯防止措置対象者の所在確認及び面談

(1) 出所後の所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止措置対象者の出所予定日が到来した場合（仮釈放者にあつては、仮釈放期間が終了した場合）は、速やかに、当該再犯防止措置対象者が帰住予定先（仮釈放者にあつては、仮釈放期間終了時の住居）に居住しているかどうかを確認するものとする。

(2) 継続的な所在確認

再犯防止措置実施警察署長は、前記(1)により所在を確認した再犯防止措置対象者が継続して当該住居に居住しているかどうかについて、定期的に確認するものとする。

(3) 面談の実施

前記(1)又は(2)の所在確認を行う際は、必要に応じて、当該再犯防止措置対象者の同意を得た上で、再犯防止措置対象者と面談を行うものとする。

2 再犯防止措置対象者に係る情報の活用

県民安全対策課長は、子どもに対するつきまとい、声かけその他犯罪の前兆と

みられる事案の情報の幅広い収集に努め、再犯防止措置対象者に係る情報を活用して子どもに対する犯罪の発生の未然防止に努めるとともに、子ども対象・暴力的性犯罪その他の性的犯罪が発生した場合には、捜査担当部門との情報の共有等緊密な連携に配意し、迅速な対応を図るものとする。

3 再犯防止措置対象者が仮釈放者である場合における措置

再犯防止措置対象者が仮釈放者である場合にあつては、更生保護法（平成19年法律第88号）の定めるところにより、保護観察に付されることとなり、また、保護観察に付されている者については、同法第50条の規定において、地方更生保護委員会により特定された住居に居住することや、転居又は7日以上の旅行をするときはあらかじめ保護観察所長の許可を受けることが定められていることから、県民安全対策課長は、当該再犯防止措置対象者の保護観察をつかさどる保護観察所との緊密な連絡に努めるものとする。

4 再犯防止措置対象者が転居した場合等に係る措置

(1) 再犯防止措置対象者が転居した場合の措置

ア 報告

前記1-(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者が転居したことが確認された場合であつて、転居先が判明しているときは、再犯防止措置実施警察署長は、県民安全対策課長を経由して警察本部長に当該転居先を報告すること。

イ 再犯防止措置実施警察署の指定等

前記アの報告を受けた警察本部長は、転居先を管轄する警察署において継続して再犯防止に向けた措置が実施されるよう、前記第3に定めるところに準じ、再犯防止措置実施警察署の指定等必要な措置を行うものとする。

(2) 再犯防止措置対象者の所在が不明となった場合の措置

前記1-(1)又は(2)の所在確認において、再犯防止措置対象者が帰住予定先又は住居に居住していないことが確認された場合（居住しているか否かが不明である場合を含む。）は、再犯防止措置実施警察署長は、県民安全対策課長を経由して警察本部長にその旨を報告すること。

第6 登録の解除

1 再犯防止措置対象者が出所後、性的犯罪により再検挙されずに一定期間経過したときは、警察庁において、当該再犯防止措置対象者の登録が解除される。ただし、警察本部長が再犯のおそれがあると判断して、あらかじめ当該登録の継続を求めた場合において警察庁が相当と認めるときは、この限りでない。

2 警察庁から、再犯防止措置対象者の登録解除の通知を受けたときは、警察本部長は、再犯防止措置実施警察署長に対しその旨を通知するものとする。

第7 再犯防止に向けた措置の実施上の留意事項

1 再犯防止措置対象者の更生への配慮

(1) 再犯防止に向けた措置の実施に当たる者は、再犯防止に向けた措置が、再犯防止措置対象者の更生及び社会復帰の妨げとならないよう厳に配慮しなければならない。

(2) 再犯防止に向けた措置の実施に当たる者は、再犯防止措置対象者であることの事情を知らない再犯防止措置対象者の家族、親族、近隣住民、勤務先その他関係者に対し、子ども対象・暴力的性犯罪により服役していたことが知られることのないよう、必要がない限りこれらの者への接触を避けるなどの配慮に努めなければならない。

2 関連情報の秘密の厳守

再犯防止措置対象者に関する関連情報は、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第8 都道府県警察間の連携

再犯防止措置実施警察署長は、再犯防止に向けた措置を実施する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属するときは、県民安全対策課長を経由して当該他の都道府県警察の本部再犯防止措置担当課長を通じ、当該関係を有する警察署の長に協力を依頼するものとし、他の都道府県警察から協力の依頼を受けたときは、誠実にこれに対応するものとする。

第9 関係機関・団体との連携

再犯防止に向けた措置の実施に当たっては、検察庁、刑務所、地方更生保護委員会、保護観察所その他関係機関・団体との連携に努めるものとする。

第10 子ども対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯した者に係る措置の特例

再犯防止措置実施警察署長は、子ども対象・暴力的性犯罪以外の犯罪を犯し、懲役又は禁錮の刑を執行された者であって、当該犯罪の動機、手口その他の状況からみて、再犯防止措置対象者と同様の措置を講ずる必要性が高いと認めるものについては、前記第2-2の規定にかかわらず、警察庁において再犯防止措置対象者として登録するよう県民安全対策課長に依頼すること。